OSJとよなかケアスクール学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、教育・社会福祉専門課程 を設置して介護福祉士に必要な専門的知識・技術及び技能を教授して介護福祉士を養成し、社 会福祉法人大阪府社会福祉事業団の理念「よりそう想い つながる心」の精神で、社会福祉に 貢献することのできる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、OSJとよなかケアスクールと称する。

(位置)

第 3 条 本校は、大阪府豊中市上野坂2-6-1に設置する。

(自己点検・評価)

- 第 4 条 本校は、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、自己点検・評価を行うものとする。
 - 2 自己点検・評価の実施に関し、必要事項は別に定める。
 - 第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科、修業年限、並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員
教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科		昼間部	2年	30名	60名
合 計				30名	60名

※ 本校に在学できる期間は修業年限の倍数年を超えることはできない。ただし、休学期間はこれ に算入しない。

(学年・学期)

- 第 6 条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学期は次のとおりとする。
 - (1) 前期 4月1日から8月31日まで
 - (2) 後期 9月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、学校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。
 - (1) 十曜日· 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月28日から1月8日まで
- (5) 春季休業日 3月1日から3月31日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に 授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

- 第 8 条 本校の教育課程及び授業時数等は別表1のとおりとし
 - 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は90分とし、卒業までに履修させる授業時数は、 1,850時間以上とする。

(始業及び終業)

第 9 条 本校の始業及び終業の時刻は、9時から17時50分までとする。

(授業時数の単位数への換算)

- 第10条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、以下のとおりと する。
 - (1) 講義・演習については、15~30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、30~45時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

- 第11条 授業科目の履修認定は原則定期試験によって評価を行う。ただし、一部の科目においては、 平常試験・実技試験・レポート等の提出により学習評価を行う場合がある。
 - 2 卒業に必要な各科目の出席時間数が別表1で定められている時間数の3分の2(但し、実習 科目については5分の4)に満たないものには、該当科目の修得を認めない。

(教職員組織)

- 第12条 本校に次の教職員をおく。
 - (1) 学校長 1名
 - (2) 教員 3名以上
 - (3) 事務職員 1名以上
 - 2 学校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学時期)

第13条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第14条 本校の入学資格は次のとおりとする。
 - (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う 大学入学資格検定に合格した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (7) 修了年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規程により大学に入学したものであって、専修学校に おいて、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者
 - (9) その他本校学校長が、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学者の選考)

第15条 入学を志願する者に対し、試験を行う。試験に合格し、所定の入学手続きをした者に入学を 許可する。

(入学手続き)

- 第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、別表 2 に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
 - (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、入学式の前日までに別表2に定める入学金を添え、 所定の入学手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

- 第17条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって30日以上欠席して、なお継続して復学ができない場合には、その事由を記した願書を提出し(疾病の場合は診断書も添付)、学校長に願い出て許可を得て休学することができる。
 - 2 休学期間は1年以内とする。
 - 3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、学校長の許可を得なければならない。
 - 4 休学の期間は通算2年を超えることはできない。
 - 5 第1項の者が復学しようとする場合は、学校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学をしようとする者は、その事由を記した退学願書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(出席停止・臨時休業)

第19条 学校長は、学校保健安全法第1条の規定に基づき、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒等があるときは、出席を停止させることができる。

2 学校長は、学校保健安全法第20条の規定に基づき、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

(除籍)

- 第20条 学校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は生徒を除籍することができる。
 - (1) 所定の最長在学期間を超えた者
 - (2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 長期にわたり行方不明の者
 - (4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(課程修了の認定)

第21条 学校長は、第11条に定める授業科目の成績評価に基づいて、所定の修業年限以上を在学 し、所定の科目を履修し、その単位を修得した者に対し、教職員会の議を経て、卒業を認定 し、別記様式1による卒業証書を授与する。

(褒賞)

第22条 成績優秀者にして、他の模範となる者については褒賞することができる。

(懲戒)

- 第23条 本校の諸規則に違反し、あるいは品性、言行が本校生徒としてふさわしくないと認められる 者は、その軽重に従い、訓告、停学または退学に処する。
 - 2 前項の退学処分は、次のいずれかに該当する生徒に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 5 章 入学金・授業料等の納付金

(納付金)

- 第24条 本校の入学選考料、入学金、授業料等は別表2のとおりとする。
 - 2 本校の学費納付期は別表3のとおりとし、授業料等は学費納付期ごと本校の指定する期日までに納付するものとする。ただし猶予申請を行った者についてはこの限りでない。
 - 3 授業料等を期限内に納付しないときは、学校は期限を附し督促するものとする。
 - 4 学校長は、前項の督促をしてもなお授業料等を納付しないときは、特別な事情のある場合を 除き、その者を出席停止または除籍することができる。
 - 5 授業料等は、停学中であっても納付しなければならない。
 - 6 退学する場合は、その日の属する学費納付期の授業料等を納付しなければならない。
 - 7 学費納付期の途中で復学した場合は、復学した当該期の授業料等を全額納付しなければならない。

(納付金の返還)

第25条 既納の入学選考料、入学金、授業料等は原則として返還しない。

- 2 入学試験に合格し入学金、授業料等を納付した者のうち、やむを得ない事由により、所定の 手続きに則り本校が定める期限までに入学辞退を申し出た者については、入学金を除き返還す る。
- 3 生徒が休学したときは、本条の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から、授業料 を免除することがある。また、特別な事由のある場合は、別に定めるところにより、授業料の 全部または一部を減免することがある。

第 6 章 奨学資金

(奨学資金)

第26条 本校の生徒に対し奨学資金及び修学資金を給付及び貸与することができる。

第 7 章 教職員会、その他

(教職員会)

- 第27条 教職員会は、専任教員、事務職員を以って構成し、学務について協議し、校務分掌に関して は教職員会に於いて協議決定する。
 - 2 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団の理事は、教職員会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 教職員会は、会議の議決を経て学則を改定することができる。

(学校長の任命)

第28条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団理事会は学校長を任命する。

(健康診断)

第29条 学校保健安全法第32条第3項により準用する同法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年一回別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第30条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、2024年4月1日より施行する。

		ŧ,			
		っなたに			
	年	は本学介			
	Ē	護福		卒	
	月	祉科房		ς.	
	日	所定の課		業	
福祉事業 ール 学朽		!程を修め		証	
		うたので		=	
		で卒業	〔 生 年	r.	
		証書			
		を授与		第	
		する。			
印				号	

別表 2 納付金明細表

入学選考料	20,000円		
入学金	150,000円		
	1年次(年額)	2年次(年額)	
1. 授業料	494,500円	494,500円	
2. 施設設備費	200,000円	200,000円	
3. 実習費	73,000円	73,000円	
4. 教材等費	59,800円	25,200円	
슴計	827,300円	792,700円	

別表 3 学費納付期

	1期	2期	3期	4期
	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
初年度	251,675円	191,875円	191,875円	191,875円
2年度	217,075円	191,875円	191,875円	191,875円